

標準処理期間の未設定理由

処 分 名	保険料の徴収猶予
根 拠 法 令 名	松山市介護保険条例(平成12年条例第28号)
条 項	第10条第1項
所 管 課	介護保険課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がない。また、将来的に申請が見込めないことから未設定とした。